

## 那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリーの 指定管理予定候補者の選定結果について

那覇市市民文化部文化振興課が所管する那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリーについては、以下のとおり指定管理予定候補者を選定したので、その結果を公表します。

なお、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要があり、平成 30 年 12 月議会の議決を経た後に正式に指定することになります。

### 1 施設の概要

(1) 名 称：那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー

(2) 所 在 地：那覇市久茂地 1 丁目 1 番 1 号 パレットくもじ内

(3) 設置目的

ア 那覇市パレット市民劇場

市民の舞台芸術活動を推進し市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の向上を図る。

イ 那覇市民ギャラリー

市民に美術及び工芸に関する作品を展示する場を提供し、市民の美術及び工芸に関する理解と関心を深めるとともに創作活動の奨励と普及を図り、もって市民文化の向上に資する。

### 2 指定管理予定候補者

(1) 名 称：パレットグループ

(2) 代 表 者：久茂地都市開発株式会社 代表取締役社長 長嶺 良三

(3) 所 在 地：那覇市久茂地 1 丁目 1 番 1 号

### 3 指定予定期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日（5 年間）

### 4 選定の経緯

(1) 公募

ア 募集公告日 平成 30 年 8 月 15 日

イ 応募書類受付期間 平成 30 年 10 月 1 日～平成 30 年 10 月 16 日

ウ 応募団体数 1 団体

(2) 審査方法

ア 選定委員会

a 選定機関の名称 那覇市文化行政審議会

b 選定委員会の委員 8 名

会 長 西原 篤一（那覇市文化協会 会長）

- 副会長 系数ひとみ（沖縄県立芸術大学 名誉教授）  
 委員 仲田美加子（公益財団法人沖縄県文化振興会理事長 沖縄県文化協会会長）  
 委員 比嘉いずみ（沖縄県立芸術大学 音楽学部 琉球芸能専攻 准教授）  
 委員 安田 辰也（演出家 元那覇市芸術監督）  
 委員 上原 正弘（一般社団法人琉球フィルハーモニック 代表理事）  
 委員 西平 博人（プロデューサー 地域コーディネーター）  
 委員 大城 秀子（沖縄国際大学南島文化研究所特別研究員）

イ 選定委員会日時 平成 30 年 10 月 23 日 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分

ウ 選定基準

- a 市民の平等な利用が確保できること。
- b 事業計画書の内容が市民劇場および市民ギャラリーの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- c 事業計画書の内容に沿った市民劇場および市民ギャラリーの管理を安定して行う能力を有すること。

エ 選定評価採点表

審査項目		配点
. 利用者の公平な利用が確保されていること。	利用者の公平な利用の確保	5
. 施設の設置目的を正しく理解し、施設の効用を最大限に発揮できているか。	設置目的に合致した管理運営に係る基本方針策定	25
	利用者に対するサービスの向上	
	円滑な施設運営	
. 管理に係る経費の適切化が図られること。	経費の適切化に関する考え方	15
. 事業計画に基づき、継続して適切に管理することができる職員体制及び経営基盤を有すること。	職員体制	35
	経営基盤	
. 文化芸術の振興に資する主催事業を実施すること。	実績	15
	実現性	
	効果	
. 全般評価	提案内容の総合的な妥当性	5
合計		100

全委員合計の最低基準点	100点×8人×60%	480
-------------	-------------	-----

#### オ 選定結果

提出された事業計画書等の書類及びプレゼンテーションに対して行った審査の結果、全委員の採点結果の合計が満点の6割以上の基準点を満たしており、パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリーの指定管理予定候補者にふさわしい候補者であることを全会一致で確認し、決定した。

順位	団体名	審査項目						合計	平均点 (委員8名)
		1							
1	パレットグループ	34	183	75	246	103	34	675	84.4

#### カ 選定理由

各審査項目の総合的な視点から審査を行い、全委員の採点結果の合計点が675点であり、満点の6割である480点を上回る評価を受け、那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリーの指定管理予定候補者としてパレットグループが適任であると判断された。

上記の結果、「パレットグループ」を指定管理予定候補者として選定いたしました。